

返戻金制度規定

（紹介料の返金）

入社者が自己都合により退職に至った場合、弊社は受け取った対価を次の比率により返還する。但し、6ヶ月以内の有期雇用契約についてはこの限りではない。

- （１）入社1ヶ月未満 100%
- （２）入社3ヶ月未満 50%
- （３）入社6ヶ月未満 20%
- （４）入社12ヶ月未満 10%

2.自己都合以外の事由により退職に至った場合は定めた事項は適用されない。